

「ピラクロニル」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「ピラクロニル」については農薬取締法に基づく登録の申請があった旨、農林水産省より平成17年12月21日付けで連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 品目の概要

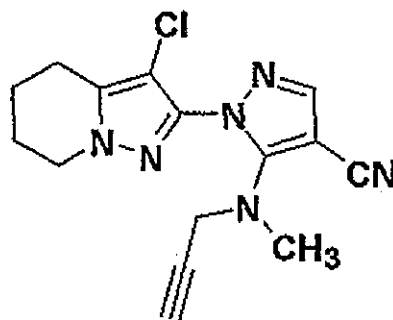
ピラクロニル

本薬は、新規に申請された除草剤であり、水稻への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。また、諸外国においても基準は設定されていない。

化学名 1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ [1,5- α] ピリジン-2-イル)-5-[メチル(プロパ-2-イニル)アミノ]ピラゾール-4-カルボニトリル (IUPAC 名)

構造式



分子式 $C_{15}H_{15}ClN_6$

分子量 314.78

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ピラクロニル」の食品中の残留基準設定について検討する。